

民間事業者による信書の送達に関する法律第三十七条の審議会等を定める政令の一部を改正する政令

要綱

第一 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十八号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。
（本則関係）

第二 この政令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十二月一日）から施行すること。
（附則関係）